

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月6日
【計算期間】	第20期（自平成20年6月11日至平成20年12月10日）
【ファンド名】	[クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり） [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	クレディ・スイス投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平本 貴範
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
【電話番号】	03-4550-5500
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的

当ファンドは、親投資信託であるFS海外株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式に分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

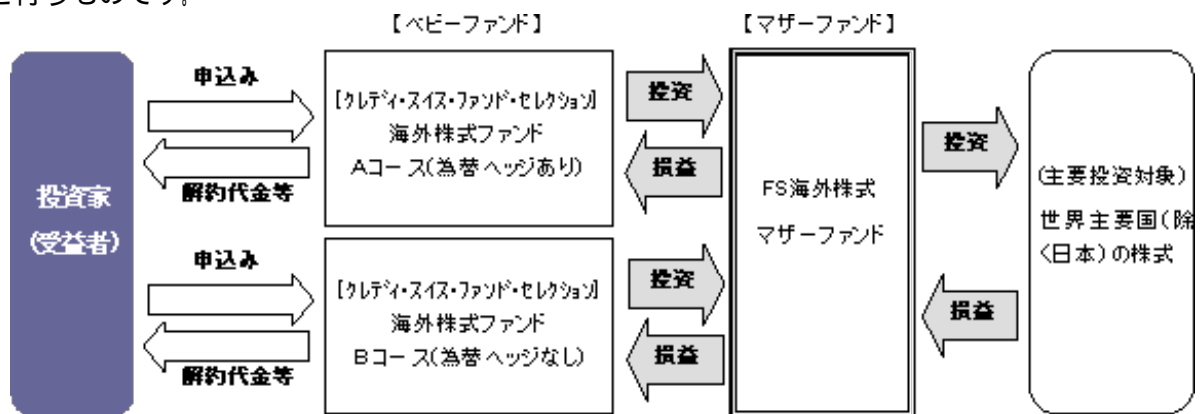
b. ファンドの特色

- ・日本を除く世界各国の株式に分散投資
- ・グローバルな運用体制
- ・「Aコース（為替ヘッジあり）」と「Bコース（為替ヘッジなし）」の2つのコース

c. ファミリー・ファンド方式

当ファンドはファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行うものです。



d. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「Aコース」、「Bコース」とともに各3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

e. 商品分類等

当ファンドの商品分類*は「追加型投信/海外/株式」です。

* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産()
追加型投信	内外	資産複合

* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する商品分類の定義 >

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性() 不動産投信	年2回	日本	ファミリー・ ファンド	「Aコース」 あり (適時ヘッジ)
その他資産 (投資信託証券(株式))	年4回	北米		
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	「Bコース」 なし
	その他()	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

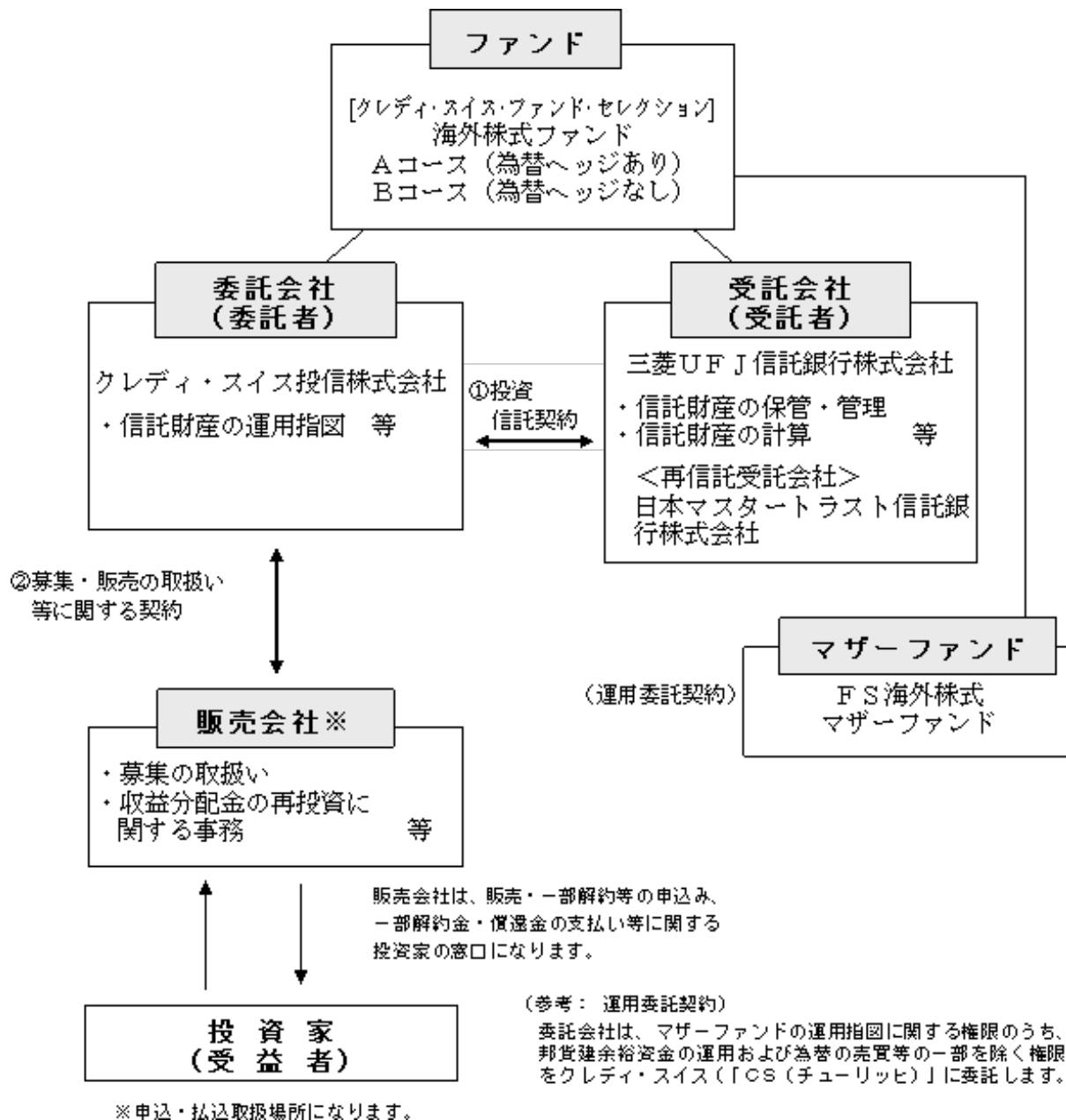
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含みません。
投資形態	ファミリー・ファンド	親投資信託(マザーファンド、ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に株式を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託する当ファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b. 委託会社の概況（本書提出日現在）

資本金の額：2,090.4百万円

会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
クレディ・スイス	スイス国チューリッヒ市 パラデプラッツ8番地	308,062株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

b. 投資態度

主としてF S 海外株式マザーファンド受益証券に投資します。なお、株式に直接投資する場合があります。

マザーファンドでは、原則として「MSCI KOKUSA I インデックス」の構成国を投資対象とします。構成国は以下の通りです。

(本書提出日現在)

構成国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国
-----	--

(マザーファンドの投資態度については、後記『(参考)「F S 海外株式マザーファンド」の概要』をご参照ください。)

ベンチマーク

Aコース(為替ヘッジあり)：MSCI KOKUSA I インデックス [円ヘッジベース]

対円での為替ヘッジを行って円換算したものです。

Bコース(為替ヘッジなし)：MSCI KOKUSA I インデックス [円ベース]

現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

ベンチマーク*である「MSCI KOKUSA I インデックス」とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(「MSCI」といいます。)が発表している指数で、MSCIが独自に算出した各国ごとの株価指数(日本を除く)を各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

*「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることが保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

為替ヘッジ

Aコース(為替ヘッジあり)：実質外貨建資産*に対し、基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて為替ヘッジを行います。

Bコース(為替ヘッジなし)：実質外貨建資産に対し、原則として為替ヘッジを行いません。

*「実質外貨建資産」とは、各ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち各ファンドに属するとみなした額(各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

c. 運用の特色

（以下は、マザーファンドの特色となります。）

グローバルな運用体制

- ・マザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限の一部をクレディ・スイスの一員であるCS（チューリッヒ）に委託します。

* 運用指図の権限の委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

- ・トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせたアクティブ運用を行います。
トップダウン・アプローチ：パフォーマンスの向上を図るために、グローバルな視点から各地域や国のトレンドを捉え、グローバルな視点による地域別投資配分（北米、欧州、アジア・オセアニアの各地域）を策定。

ボトムアップ・アプローチ：各国の株式市場の動きや投資環境等には、グローバルな視点からだけではカバーしきれない各市場特有の要素が多く含まれていることもあり、当該株式市場の特性に適した、各地域/国の株式市場に精通したプロフェSSIONナルによるアプローチ。

(2) 【投資対象】

以下に記載のa. からd. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限

ります。)

20. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび14.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

c. 前記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

d. その他の投資対象

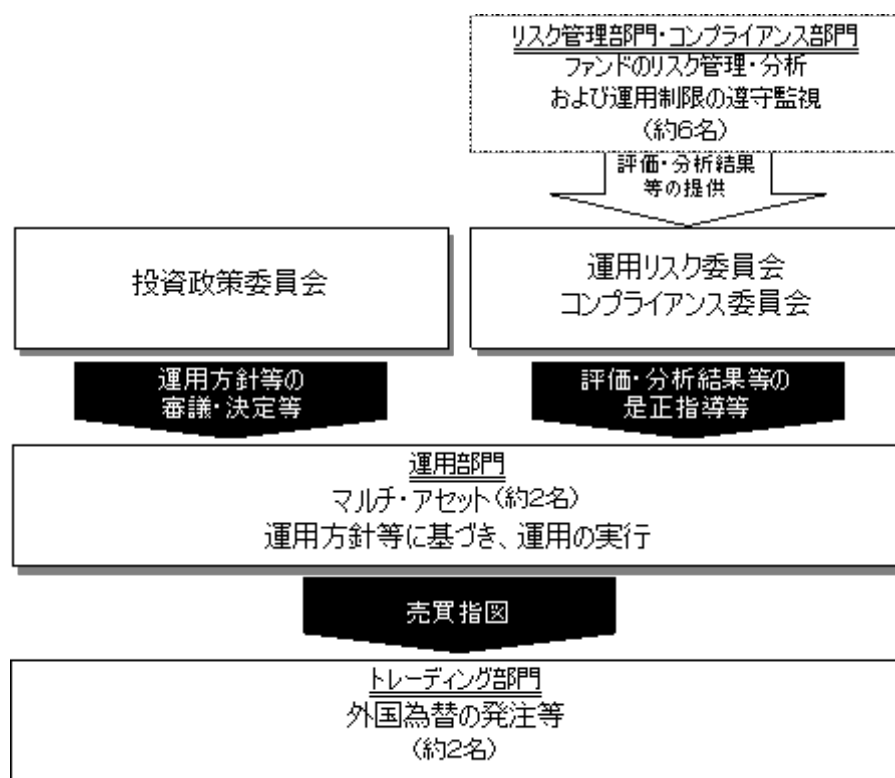
1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

4. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】



運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

関係法人に関する管理体制

受託会社： 委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

(参考) マザーファンドの投資顧問会社：

委託会社の社内ガイドラインに規定された、投資顧問会社の選定基準に基づき任命されます。

委託会社は定期的に運用状況、運用ガイドラインの遵守状況などについてモニタリングを行います。

運用業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、CS（チューリッヒ）が行います。

* 当ファンドの運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針

年2回の決算時（原則として毎年6月10日および12月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

以下に記載のa.およびb.については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

b. 信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ

り行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．前記イ．の信用取引の指図は、次の1．から5．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出により取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- 1．先物取引の売建およびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建およびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1．先物取引の売建およびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドに属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建およびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する

全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

八．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

- 1．先物取引の売建およびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建およびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下八．において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入れ可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価を行うものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等

の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- へ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1．および2．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前記1．および2．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- c．その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合に

においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引に係る投資制限

(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの概要

親投資信託
F S 海外株式マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第12条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国（日本を除く）の株式に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界各国の株式に分散投資します。
運用にあたっては、邦貨建余剰資金の運用および為替の売買等の一部を除く運用指図に関する権限をクレディ・スイスに委託します。
投資対象国は、原則としてMSCI KOKUSAI インデックスの構成国とします。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。
株式の投資割合には制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
有価証券先物取引等は信託約款第15条の範囲で行います。
スワップ取引は信託約款第16条の範囲で行います。
金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款第17条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式など値動きのある証券に投資します（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されるものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下のとおりです。ただし、これらをすべて完全に網羅しておりませんのでご留意ください。

<基準価額の主な変動要因等>

価格変動リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内外の政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。組入れた株式の下落により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

一般に、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行している企業の業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落した場合には、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、当該銘柄の投資資金が回収できなくなることがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価格が下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。為替変動の影響については、「Aコース(為替ヘッジあり)」および「Bコース(為替ヘッジなし)」で次のようになります。

「Aコース(為替ヘッジあり)」

イ．実質外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジに際しては、ヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、円金利とヘッジする通貨の金利との格差分に相当しますが、当該国の金利水準が日本よりも高い場合、このヘッジ・コスト相当分だけ収益の低下要因となります。また、設定、解約等に伴う資金動向や組入有価証券の値動き等により、完全に為替ヘッジを行うことはできない場合があります。基準価額の変動要因になります。

ロ．基本的に「MSCI KOKUSA I インデックス」の通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行います。簡単な事例をもとに、通常の為替ヘッジと「Aコース」における対円でのヘッジの違いを比較しますと、下表のようになります。

(例)

	ポートフォリオ	通常の 為替ヘッジ割合	ベンチマーク	Aコースにおける 為替ヘッジ割合
米ドルの割合	50%	50%	55%	55%
ユーロの割合	50%	50%	45%	45%
外貨の資産合計	100%	-	100%	-
対円為替ヘッジ計	-	100%	-	100%

*上表は、あくまで「Aコース」における為替ヘッジの方法を説明するために例示したものです。したがって、ポートフォリオおよびベンチマークの通貨別割合ならびに為替ヘッジの割合は、実際の運用とは異なります。

上記の事例をもとに、この為替ヘッジ方法により生じるポイントとして、一種のクロス・ヘッジのような状態になる部分が出てくることがあげられます。

クロス・ヘッジ（他通貨ヘッジ）とは、ある外貨の資産に対し、当該通貨に対する為替ヘッジを行わず、他の通貨で為替ヘッジを行うことをいいます。上記の例では、「Aコース」の場合、ポートフォリオでは米ドルは50%の投資にも関わらず、米ドルの対円ヘッジ比率は55%と、5%多くなり、一方で、ユーロは50%の投資にも関わらず、ユーロの対円ヘッジ比率は45%と、逆に5%少なくなります。

したがって、米ドルの投資部分で、米ドルの為替ヘッジを行っていない5%の部分については、結果的にユーロでクロス・ヘッジをしている状態になります。そのため、この事例では米ドルがユーロに対して安くなったときに、このクロス・ヘッジになっている部分（5%）が基準価額の下落要因になります。

「Bコース(為替ヘッジなし)」

実質外貨建資産に対して、原則として対円で為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響を直接的に受けます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドが直接またはマザーファンドの受益証券を通じて実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

当ファンドないしはマザーファンドにおいては、価格の変動を低減するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク、ヘッジ目的を欠く投機的な取引となるリスクなど様々なリスクが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合に、運用資産が損失を被る可能性があります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場、外国為替市場その他の金融市場は、世界的な経済事情の急変または天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖され、同市場が混乱することがあります。これにより、マザーファンドの運用が影響を被り、当ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

< 関係法人についての留意点 >

販売会社

販売会社から委託会社に対して取得申込代金の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

受託会社

・受託会社の信用力に関わる留意点

受託会社の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方が提供するクレジット・ラインは削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。また、受託会社に破産その他の倒産手続が開始した場合には、それにより当ファンドの運営に支障をきたすことが想定されます。

・受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関わる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドの受託会社の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託会社を解任することができます。

受託会社が辞任または解任もしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務を負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

マザーファンドにおける運用の権限委託の中止または委託内容の変更

マザーファンドの運用指図に関する権限を再委託された投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じさせた場合等において、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

運用担当者の交代に関するリスク

長期間にわたって当ファンドおよびマザーファンドを運用する上で、当ファンドおよびマザーファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、運用体制などはできる限り継続性を維持するように努めるものの、運用担当者の交代等に伴い運用体制の見直しが行なわれる場合があります。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）、受託会社とは別法人であり、委託会社は当ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（取得申込代金の預り等を含みます。）について、受託会社は信託財産の管理・処分についてそれぞれ責任を有し、互いに他の者の業務について責任を負いません。

<その他の留意点>

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合、新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、収益分配方針にしたがい、計算期間終了日に分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われない場合があります。

ファミリー・ファンド方式に関わる留意点

当ファンドまたはマザーファンドを投資対象とする他のファンドの解約資金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

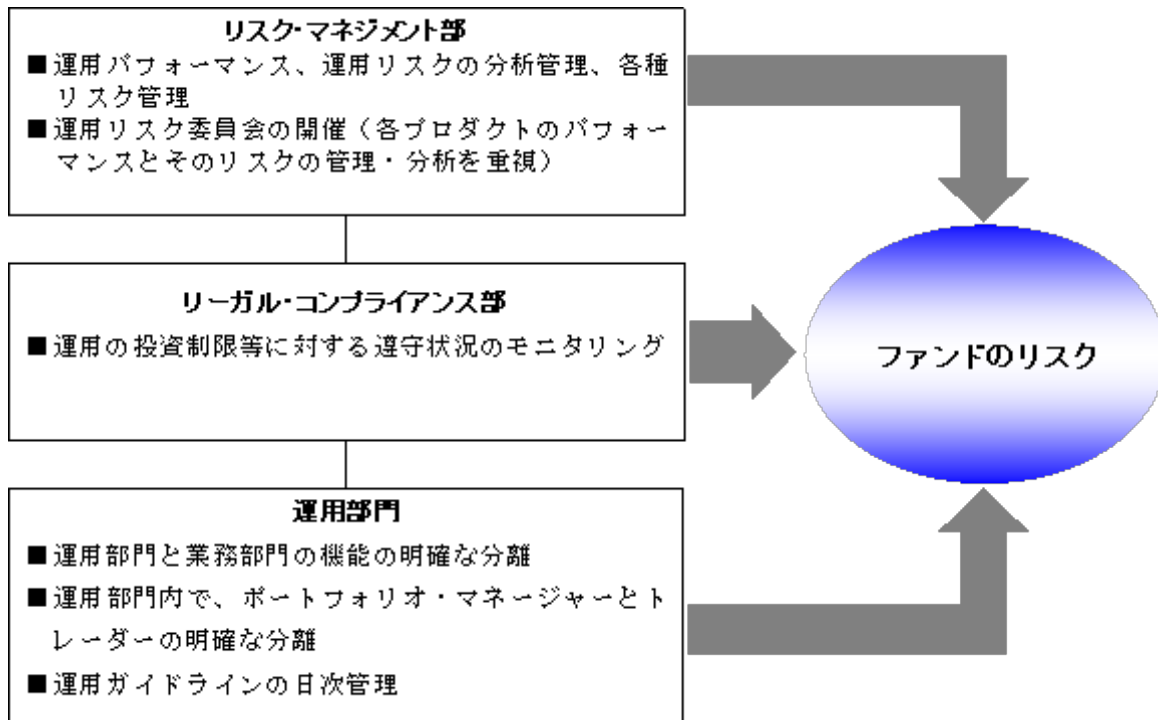
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは取得申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。また同様の事情がある場合、換金申込みを中止することおよびすでに受付けた換金申込みを取り消すことができます。その場合には、受益者は当該申込みの中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該申込みの中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金申込みを受付けたものとし、

その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドおよびマザーファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。

< リスクの管理体制 >



* リスク管理業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、CS（チューリッヒ）が行います。

当ファンドのリスクの管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

本書提出日現在の手数料率：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内
ただし、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]を構成している各ファンド間において、スイッチングを行う場合、収益分配金を再投資する場合または確定拠出年金制度に基づく申込みの場合においては、無手数料とします。

=詳しくは、販売会社にご確認ください。=

〔販売会社に関する照会先〕

クレディ・スイス投信株式会社

お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120-104-903

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://jp.credit-suisse.com/>

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じた額がかかります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.995%（税抜1.9%）を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率1.05% (税抜1.0%)	年率0.84% (税抜0.8%)	年率0.105% (税抜0.1%)
	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.105% (税抜0.1%)

(注1) 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社に対する報酬（年率0.45%）が含まれます。

(注2) 信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(注3) 信託報酬の配分については、販売会社により と の場合があります。

(4)【その他の手数料等】

- a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c. 信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額込）は、年間105万円（税抜100万円）を上限として、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。当該費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、将来的に変更される場合があります。
- d. 当ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支払います。
- e. 上記の費用は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、申込みから換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、公募株式投資信託として取り扱われます。
受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

a．個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「特別分配金」については、次の「b．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際の普通分配金は、当該収益分配金落ち後の基準価額により、次のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本が、同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本が、下回っている場合には、下回る部分の額が特別分配金、収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。また、平成21年、平成22年のそれぞれの年において、1年間に受取る普通分配金を含む上場株式等の配当金等の合計額が100万円（1年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。）を超える場合には、確定申告の必要があります。この場合、申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ロ．一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の価額は、その全額を公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなして、その差益（一部解約時および償還時の価額から取得に要した金額（申込手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税の対象となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年における公募株式投資信託を含む上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%（所得税7%及び住民税3%）の軽減税率が適用されます。

源泉徴収選択口座においては、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われますが、源泉徴収選択口座および源泉徴収選択口座以外の1年間の公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合は、申告不要の特例はなく源泉徴収選択口座で生じた譲渡所得等を含めて、確定申告が必要となります。

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益との相殺、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算および繰越控除の適用が可能となります。

b．法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率による源泉徴収の対象となりますが、地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用がありますが、受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

c．確定拠出年金の課税の取扱いについて

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、販売会社の買取請求による換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成20年12月30日現在）

[Aコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	759,481,182	96.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	31,559,609	3.99
合計(純資産総額)		791,040,791	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

[Bコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20,877,720	97.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	536,418	2.50
合計(純資産総額)		21,414,138	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) F S 海外株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	7,397,127,861	46.00
	カナダ	137,559,188	0.86
	ドイツ	1,455,761,294	9.05
	イタリア	197,093,900	1.23
	フランス	1,149,033,104	7.15
	オーストラリア	423,673,116	2.63
	イギリス	1,098,908,698	6.83
	スイス	567,969,263	3.53
	バミューダ	357,963,189	2.23
	香港	176,427,072	1.10
	シンガポール	199,908,571	1.24
	オランダ	331,396,756	2.06
	スペイン	166,049,144	1.03
	ベルギー	188,613,730	1.17
	スウェーデン	192,818,433	1.20
	ノルウェー	100,776,702	0.63
	フィンランド	153,108,252	0.95
	デンマーク	117,966,375	0.73
	ギリシャ	35,771,550	0.22
	ポルトガル	78,648,694	0.49
	ロシア	60,022,724	0.37
	中国	213,334,057	1.33
ジャージー	96,491,215	0.60	
	小計	14,896,422,888	92.63
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1,184,685,197	7.37
	合計(純資産総額)	16,081,108,085	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(平成20年12月30日現在)

[Aコース]

種類	銘柄名	国/地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S海外株式 マザーファンド	日本	1,169,872,431	0.6478	757,851,355	0.6492	759,481,182	96.01

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。(以下、同じ)

[Bコース]

種類	銘柄名	国/地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S海外株式 マザーファンド	日本	32,159,151	0.6484	20,851,993	0.6492	20,877,720	97.50

(参考) F S海外株式マザーファンド(評価額の上位30位銘柄)

	銘柄名	国/地域	種類	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	CVS CAREMARK CORP	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	136,281	3,867.86	527,116,469	2,478.74	337,806,106	2.10
2	CHUBB CORP	アメリカ	株式	保険	70,900	4,838.24	343,031,535	4,441.35	314,891,977	1.96
3	E.ON AG	ドイツ	株式	公益事業	89,519	4,513.91	404,081,539	3,503.54	313,633,826	1.95
4	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	45,782	9,212.23	421,754,588	6,513.19	298,187,162	1.85
5	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	61,940	4,724.39	292,629,152	4,541.48	281,299,686	1.75
6	GROUPE DANONE	フランス	株式	食品・飲料・タバコ	48,000	6,945.66	333,392,102	5,488.20	263,433,811	1.64
7	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	125,000	1,767.79	220,974,869	2,088.22	261,028,525	1.62
8	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	電気通信サービス	81,092	3,453.67	280,065,672	3,016.73	244,633,009	1.52
9	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	53,156	4,585.78	243,761,827	4,503.81	239,404,843	1.49
10	SIEMENS AG REG	ドイツ	株式	資本財	34,622	9,013.50	312,065,480	6,651.36	230,283,413	1.43
11	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	アメリカ	株式	各種金融	94,787	3,739.51	354,457,161	2,362.22	223,908,552	1.39
12	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	126,530	2,522.44	319,164,497	1,725.92	218,381,771	1.36
13	ABB LTD	スイス	株式	資本財	165,000	2,745.42	452,995,884	1,319.22	217,671,498	1.35
14	CHINA MOBILE LIMITED	中国	株式	電気通信サービス	236,100	1,350.07	318,752,707	903.57	213,334,057	1.33
15	UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	株式	資本財	43,788	6,149.07	269,255,761	4,672.56	204,602,490	1.27
16	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	48,460	4,419.26	214,157,596	3,928.85	190,392,303	1.18

	銘柄名	国/地域	種類	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
17	INTERTEK GROUP PLC	イギリス	株式	商業・専門サー ビス	175,661	1,316.52	231,262,391	1,041.45	182,943,378	1.14
18	TRAVELERS COS INC/THE	アメリカ	株式	保険	45,038	4,350.32	195,929,878	3,967.08	178,669,682	1.11
19	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サー ビス	1,030,573	204.86	211,127,121	171.64	176,890,290	1.10
20	GENZYME CORP	アメリカ	株式	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	29,557	6,103.56	180,402,967	5,953.36	175,963,520	1.09
21	MAN AG	ドイツ	株式	資本財	34,000	11,104.36	377,548,539	4,840.72	164,584,711	1.02
22	INVESCO LTD	バミュー ダ	株式	各種金融	135,553	2,479.88	336,155,207	1,170.64	158,684,550	0.99
23	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	31,531	7,001.97	220,779,153	4,872.71	153,641,633	0.96
24	NOKIA OYJ	フィンラ ンド	株式	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	112,774	2,061.23	232,453,363	1,357.65	153,108,252	0.95
25	PACTIV CORPORATION	アメリカ	株式	素材	69,000	2,396.00	165,324,043	2,182.89	150,620,058	0.94
26	BAYER AG	ドイツ	株式	素材	29,200	6,831.59	199,482,576	5,196.45	151,736,503	0.94
27	AKZO NOBEL	オランダ	株式	素材	40,401	6,509.32	262,983,247	3,756.26	151,756,893	0.94
28	ALLIANZ AG-REG	ドイツ	株式	保険	15,609	14,602.79	227,935,030	9,571.40	149,400,107	0.93
29	CELGENE CORP	アメリカ	株式	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	31,000	5,595.61	173,464,037	4,777.25	148,094,886	0.92
30	ARCHER-DANIELS MIDLAND CO	アメリカ	株式	食品・飲料・タ バコ	56,100	3,418.17	191,759,701	2,612.56	146,564,672	0.91

(注) 評価金額については、平成20年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。
投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

種類別投資比率(平成20年12月30日現在)

[Aコース]

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.01
合 計	96.01

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。(以下、同じ)

[Bコース]

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.50
合 計	97.50

(参考) F S 海外株式マザーファンド

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)	業種	投資比率(%)
株式	外国	複合産業	0.84	食品・飲料・タバコ	7.51
		エネルギー	9.03	家庭用品・パーソナル用品	1.69
		素材	7.03	ヘルスケア機器・サービス	0.65
		資本財	8.66	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	11.67
		商業・専門サービス	1.14	銀行	6.24
		運輸	0.37	各種金融	4.03
		自動車・自動車部品	0.78	保険	4.00
		耐久消費財・アパレル	0.84	ソフトウェア・サービス	3.98
		消費者サービス	0.43	テクノロジー・ハードウェア および機器	3.61
		メディア	1.61	電気通信サービス	7.25
		小売	2.45	公益事業	4.43
		食品・生活必需品小売り	2.99	半導体・半導体製造装置	1.40
		合計			

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

為替予約取引

[Aコース]

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	売建	米ドル	4,721,659.36	435,182,108	429,009,969	54.23
		カナダドル	476,677.59	35,027,368	35,612,582	4.50
		オーストラリアドル	293,201.36	17,709,362	18,196,076	2.30
		英ポンド	610,012.22	83,141,527	80,137,305	10.13
		スイスフラン	412,936.39	31,812,867	35,619,893	4.50
		香港ドル	525,949.32	6,269,315	6,169,385	0.78
		シンガポールドル	52,115.00	3,209,762	3,279,596	0.41
		ニュージーランドドル	5,684.12	282,387	296,881	0.04
		スウェーデンクローネ	537,074.74	6,058,203	6,224,696	0.79
		ノルウェークローネ	143,905.69	1,865,017	1,840,553	0.23
		デンマーククローネ	163,915.03	2,616,083	2,799,668	0.35
		ユーロ	1,054,148.85	126,118,935	134,330,187	16.98

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価額の比率です。

[Bコース]

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

[Aコース]

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成11年6月10日）	2,034	2,147	1.0001	1.0555
2期（平成11年12月10日）	2,043	2,253	1.0100	1.1134
3期（平成12年6月12日）	2,134	2,174	1.0523	1.0723
4期（平成12年12月11日）	2,040	-	0.9735	-
5期（平成13年6月11日）	1,753	-	0.8294	-
6期（平成13年12月10日）	1,552	-	0.7366	-
7期（平成14年6月10日）	1,396	-	0.6488	-
8期（平成14年12月10日）	1,159	-	0.5370	-
9期（平成15年6月10日）	1,181	-	0.5497	-
10期（平成15年12月10日）	1,259	-	0.5864	-
11期（平成16年6月10日）	1,269	-	0.5929	-
12期（平成16年12月10日）	1,301	-	0.6128	-
13期（平成17年6月10日）	1,306	-	0.6264	-
14期（平成17年12月12日）	1,349	-	0.6515	-
15期（平成18年6月12日）	1,300	-	0.6390	-
16期（平成18年12月11日）	1,448	-	0.7125	-
17期（平成19年6月11日）	1,425	-	0.7567	-

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
18期(平成19年12月10日)	1,374	-	0.7300	-
19期(平成20年6月10日)	1,216	-	0.6463	-
20期(平成20年12月10日)	794	-	0.4219	-
平成19年12月末日	1,350	-	0.7172	-
平成20年1月末日	1,208	-	0.6418	-
平成20年2月末日	1,224	-	0.6506	-
平成20年3月末日	1,185	-	0.6295	-
平成20年4月末日	1,239	-	0.6586	-
平成20年5月末日	1,247	-	0.6627	-
平成20年6月末日	1,137	-	0.6044	-
平成20年7月末日	1,116	-	0.5928	-
平成20年8月末日	1,117	-	0.5938	-
平成20年9月末日	963	-	0.5116	-
平成20年10月末日	825	-	0.4386	-
平成20年11月末日	792	-	0.4210	-
平成20年12月末日	791	-	0.4201	-

[Bコース]

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(平成11年6月10日)	42	45	1.0001	1.0609
2期(平成11年12月10日)	46	-	0.9897	-
3期(平成12年6月12日)	49	51	1.0587	1.0987
4期(平成12年12月11日)	48	-	1.0203	-
5期(平成13年6月11日)	47	-	0.9634	-
6期(平成13年12月10日)	48	-	0.9153	-
7期(平成14年6月10日)	46	-	0.8210	-
8期(平成14年12月10日)	39	-	0.6963	-
9期(平成15年6月10日)	41	-	0.7149	-
10期(平成15年12月10日)	42	-	0.7137	-
11期(平成16年6月10日)	44	-	0.7489	-
12期(平成16年12月10日)	42	-	0.7680	-
13期(平成17年6月10日)	43	-	0.7973	-
14期(平成17年12月12日)	49	-	0.9352	-
15期(平成18年6月12日)	42	-	0.9072	-
16期(平成18年12月11日)	48	-	1.0636	-
17期(平成19年6月11日)	56	-	1.2114	-
18期(平成19年12月10日)	52	-	1.1326	-
19期(平成20年6月10日)	44	-	0.9816	-
20期(平成20年12月10日)	21	-	0.4897	-
平成19年12月末日	52	-	1.1384	-
平成20年1月末日	42	-	0.9541	-
平成20年2月末日	43	-	0.9642	-
平成20年3月末日	40	-	0.8979	-
平成20年4月末日	43	-	0.9725	-
平成20年5月末日	44	-	0.9963	-
平成20年6月末日	41	-	0.9224	-
平成20年7月末日	40	-	0.9142	-

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
平成20年8月末日	40	-	0.9033	-
平成20年9月末日	31	-	0.7269	-
平成20年10月末日	24	-	0.5540	-
平成20年11月末日	22	-	0.5060	-
平成20年12月末日	21	-	0.4892	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
	Aコース	Bコース
1期	0.0554	0.0608
2期	0.1034	-
3期	0.0200	0.0400
4期	-	-
5期	-	-
6期	-	-
7期	-	-
8期	-	-
9期	-	-
10期	-	-
11期	-	-
12期	-	-
13期	-	-
14期	-	-
15期	-	-
16期	-	-
17期	-	-
18期	-	-
19期	-	-
20期	-	-

【収益率の推移】

	収益率(%)	
	Aコース	Bコース
1期	5.6	6.1
2期	11.3	1.0
3期	6.2	11.0
4期	7.5	3.6
5期	14.8	5.6
6期	11.2	5.0
7期	11.9	10.3
8期	17.2	15.2
9期	2.4	2.7
10期	6.7	0.2
11期	1.1	4.9
12期	3.4	2.6
13期	2.2	3.8
14期	4.0	17.3
15期	1.9	3.0
16期	11.5	17.2
17期	6.2	13.9
18期	3.5	6.5
19期	11.5	13.3
20期	34.7	50.1

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成10年11月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 平成12年7月12日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始
- 平成12年12月1日 運用指図の権限の委託をクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーに移行
- 平成14年8月15日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへの運用指図の権限の委託を中止
マザーファンドの運用指図の権限の委託に関し、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーに、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドを追加
- 平成19年2月26日 マザーファンドの運用指図の権限の委託に関し、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドからクレディ・スイスに移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a. 取得申込方法

取得申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

= スwitchingの取扱いについては、販売会社にご確認ください。 =

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^{*}にしたがって契約を締結します。

^{*}販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」^{*}等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

^{*}他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 申込単位

1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

確定拠出年金制度に基づく申込単位は1円以上1円単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する単位とします。

c. 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

d. 取得申込代金支払日

販売会社が別に定める日までに取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

e. 取得申込時の振替口座簿について

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a . 換金申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

= スwitchingの取扱いについては、販売会社にご確認ください。 =

- b . 換金単位

1口単位とします。

- c . 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額^{*}を差し引いた額とします。

^{*} 「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいし、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

- d . 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

- e . 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より5営業日目から販売会社において支払います。

- f . 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所が休業日には、取得および換金の申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔C・スイス〕に、略称「S外株A」、「S外株B」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。
- 〔照会先〕 クレディ・スイス投信株式会社
お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120-104-903
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)
インターネット・ホームページ <http://jp.credit-suisse.com/>
- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。
- *1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- *2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日)までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約(換金)の実行を請求する権利を有します。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成19年12月11日から平成20年6月10日まで）および第20期計算期間（平成20年6月11日から平成20年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

1【財務諸表】

【[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (平成20年6月10日現在)	第20期 (平成20年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,497,858	57,155,972
親投資信託受益証券	1,258,265,876	597,851,355
派生商品評価勘定	2,293	15,918
未収入金	-	185,396,209
未収利息	265	313
流動資産合計	1,283,766,292	840,419,767
資産合計	1,283,766,292	840,419,767
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	54,412,377	267,934
未払金	-	35,464,290
未払受託者報酬	652,227	524,009
未払委託者報酬	11,739,938	9,432,143
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	67,014,542	45,898,376
負債合計	67,014,542	45,898,376
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 1,882,695,967	* ₁ 1,883,043,654
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	* ₂ 665,944,217	* ₂ 1,088,522,263
(分配準備積立金)	96,232,324	96,232,324
元本等合計	1,216,751,750	794,521,391
純資産合計	1,216,751,750	794,521,391
負債純資産合計	1,283,766,292	840,419,767

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期		第20期	
	自 平成19年12月11日	至 平成20年 6月10日	自 平成20年 6月11日	至 平成20年12月10日
営業収益				
受取利息		36,331		51,657
有価証券売買等損益		157,809,093		597,214,521
為替差損益		12,806,708		184,922,364
営業収益合計		144,966,054		412,240,500
営業費用				
受託者報酬		652,227		524,009
委託者報酬	*1	11,739,938	*1	9,432,143
その他費用		210,000		210,000
営業費用合計		12,602,165		10,166,152
営業損失()		157,568,219		422,406,652
経常損失()		157,568,219		422,406,652
当期純損失()		157,568,219		422,406,652
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		12,298		-
期首剰余金又は期首欠損金()		508,342,841		665,944,217
剰余金増加額又は欠損金減少額		46,446		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		46,446		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		91,901		171,394
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		91,901		171,394
分配金		*2 -		*2 -
期末剰余金又は期末欠損金()		665,944,217		1,088,522,263

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	第 20 期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第 19 期 (平成20年 6月10日現在)	第 20 期 (平成20年12月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,882,598,983円 期中追加設定元本額 268,195円 期中一部解約元本額 171,211円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,882,695,967円 期中追加設定元本額 347,687円 期中一部解約元本額 0円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は665,944,217円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,088,522,263円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 1,882,695,967口	3 計算期間末日における受益権の総数 1,883,043,654口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	第 20 期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,795,223円	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,245,748円
*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,814,762円)及び分配準備積立金(96,232,324円)より分配対象収益は104,047,086円(1万口当たり552円)ですが、分配を行っておりません。	*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,833,979円)及び分配準備積立金(96,232,324円)より分配対象収益は104,066,303円(1万口当たり552円)ですが、分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）
第19期（平成20年6月10日現在）
売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,258,265,876円	157,809,093円
合 計	1,258,265,876円	157,809,093円

第20期（平成20年12月10日現在）
売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	597,851,355円	585,957,029円
合 計	597,851,355円	585,957,029円

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の状況に関する事項

第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	
1．取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2．取引に対する取組方針及び取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
4．取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行なっております。
5．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

第 20 期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	
同 上	

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種類	第 19 期 (平成20年 6月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	627,295,639	-	654,394,752	27,099,113
	カナダドル	57,175,711	-	58,051,753	876,042
	ユーロ	235,285,409	-	249,498,912	14,213,503
	英ポンド	142,037,389	-	146,896,926	4,859,537
	スイスフラン	46,882,261	-	48,601,318	1,719,057
	スウェーデンクローネ	13,993,861	-	14,926,606	932,745
	ノルウェークローネ	6,202,890	-	6,559,790	356,900
	デンマーククローネ	5,748,310	-	6,092,803	344,493
	オーストラリアドル	41,564,074	-	44,752,221	3,188,147
	ニュージーランドドル	758,473	-	756,180	2,293
	香港ドル	13,544,985	-	14,025,189	480,204
	シンガポールドル	6,564,055	-	6,906,691	342,636
	合 計	1,197,053,057	-	1,251,463,141	54,410,084

(単位：円)

区分	種類	第 20 期 (平成20年12月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	343,695,241	-	343,844,108	148,867
	カナダドル	27,609,337	-	27,644,368	35,031
	ユーロ	99,611,657	-	99,676,055	64,398
	英ポンド	65,630,783	-	65,621,143	9,640
	スイスフラン	25,146,312	-	25,164,293	17,981
	スウェーデンクローネ	6,060,888	-	6,058,203	2,685
	ノルウェークローネ	1,867,032	-	1,865,017	2,015
	デンマーククローネ	2,615,264	-	2,616,083	819
	オーストラリアドル	17,709,362	-	17,709,362	0
	ニュージーランドドル	282,330	-	282,387	57
	香港ドル	6,270,893	-	6,269,315	1,578
	シンガポールドル	3,208,981	-	3,209,762	781
	合 計	599,708,080	-	599,960,096	252,016

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期（自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日）

該当事項はありません。

第20期（自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 19 期 （平成20年 6月10日現在）	第 20 期 （平成20年12月10日現在）
1口当たりの純資産額 0.6463円 （1万口当たりの純資産額 6,463円）	1口当たりの純資産額 0.4219円 （1万口当たりの純資産額 4,219円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成20年12月10日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	F S 海外株式マザーファンド	922,040,956	597,851,355	-
合 計		922,040,956	597,851,355	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

【[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (平成20年6月10日現在)	第20期 (平成20年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,224,775	1,130,209
親投資信託受益証券	43,442,480	20,851,993
未収利息	12	6
流動資産合計	44,667,267	21,982,208
資産合計		
	44,667,267	21,982,208
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	23,319	17,763
未払委託者報酬	419,644	319,686
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	652,963	547,449
負債合計		
	652,963	547,449
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 44,840,550	* ₁ 43,771,028
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	* ₂ 826,246	* ₂ 22,336,269
(分配準備積立金)	11,866,764	11,586,169
元本等合計	44,014,304	21,434,759
純資産合計		
	44,014,304	21,434,759
負債純資産合計		
	44,667,267	21,982,208

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	第20期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
営業収益		
受取利息	1,061	960
有価証券売買等損益	6,327,437	21,190,487
営業収益合計	6,326,376	21,189,527
営業費用		
受託者報酬	23,319	17,763
委託者報酬	* ₁ 419,644	* ₁ 319,686
その他費用	210,000	210,000
営業費用合計	652,963	547,449
営業損失()	6,979,339	21,736,976
経常損失()	6,979,339	21,736,976
当期純損失()	6,979,339	21,736,976
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	201,900	204,785
期首剰余金又は期首欠損金()	6,123,932	826,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	22,168
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	22,168
剰余金減少額又は欠損金増加額	172,739	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	172,739	-
分配金	* ₂ -	* ₂ -
期末剰余金又は期末欠損金()	826,246	22,336,269

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 19 期	第 20 期
	自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第 19 期 (平成20年 6月10日現在)	第 20 期 (平成20年12月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 46,172,067円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 1,331,517円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 44,840,550円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 1,069,522円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は826,246円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,336,269円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 44,840,550口	3 計算期間末日における受益権の総数 43,771,028口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	第 20 期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 99,915円	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 76,116円
*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,127,204円)及び分配準備積立金(11,866,764円)より分配対象収益が12,993,968円(1万口当たり2,897円)であります。分配を行っておりません。	*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,100,317円)及び分配準備積立金(11,586,169円)より分配対象収益が12,686,486円(1万口当たり2,898円)であります。分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

第19期（平成20年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	43,442,480円	5,995,097円
合 計	43,442,480円	5,995,097円

第20期（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,851,993円	20,488,596円
合 計	20,851,993円	20,488,596円

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期（自平成19年12月11日至平成20年6月10日）

該当事項はありません。

第20期（自平成20年6月11日至平成20年12月10日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第 19 期 (平成20年6月10日現在)	第 20 期 (平成20年12月10日現在)
1口当たりの純資産額 0.9816円 (1万口当たりの純資産額 9,816円)	1口当たりの純資産額 0.4897円 (1万口当たりの純資産額 4,897円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成20年12月10日現在）

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	F S 海外株式マザーファンド	32,159,151	20,851,993	-
合 計		32,159,151	20,851,993	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは「F S 海外株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

F S 海外株式マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

貸借対照表

区分	注記 番号	(単位：円)	
		(平成20年6月10日現在) 金 額	(平成20年12月10日現在) 金 額
資産の部			
流動資産			
預金		284,537,708	331,277,391
コール・ローン		484,515,450	636,082,441
株式		27,867,373,786	14,897,585,266
未収配当金		67,954,809	35,657,408
未収利息		5,044	3,485
流動資産合計		28,704,386,797	15,900,605,991
資産合計		28,704,386,797	15,900,605,991
純資産の部			
元本等			
元本	*1	22,328,950,074	24,524,127,046
剰余金			
剰余金又は欠損金()	*2	6,375,436,723	8,623,521,055
剰余金合計		6,375,436,723	8,623,521,055
元本等合計		28,704,386,797	15,900,605,991
純資産合計		28,704,386,797	15,900,605,991
負債・純資産合計		28,704,386,797	15,900,605,991

(注)「F S 海外株式マザーファンド」の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年6月10日および平成20年12月10日における同ファンドの状況です。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 	同 左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同 左</p>

（貸借対照表に関する注記）

（平成20年6月10日現在）	（平成20年12月10日現在）
*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額 19,619,279,875円 期首日より平成20年6月10日までの追加設定元本額 2,711,263,900円 一部解約元本額 1,593,701円 平成20年6月10日現在の元本の内訳 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり） 978,814,373円 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし） 33,794,228円 クレディ・スイス世界バランス・ファンド <適格機関投資家専用> 21,316,341,473円 計 22,328,950,074円	*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額 22,328,950,074円 期首日より平成20年12月10日までの追加設定元本額 3,416,337,793円 一部解約元本額 1,221,160,821円 平成20年12月10日現在の元本の内訳 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり） 922,040,956円 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし） 32,159,151円 クレディ・スイス世界バランス・ファンド <適格機関投資家専用> 23,569,926,939円 計 24,524,127,046円
2 元本の欠損 -	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,623,521,055円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 22,328,950,074口	3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 24,524,127,046口

（有価証券に関する注記）

（平成20年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株 式	27,867,373,786円	1,929,791,459円
合 計	27,867,373,786円	1,929,791,459円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株 式	14,897,585,266円	7,173,853,011円
合 計	14,897,585,266円	7,173,853,011円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成19年12月11日 至 平成20年6月10日）

該当事項はありません。

（自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成20年6月10日現在)	(平成20年12月10日現在)
1口当たりの純資産額 1.2855円 (1万口当たりの純資産額 12,855円)	1口当たりの純資産額 0.6484円 (1万口当たりの純資産額 6,484円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(平成20年12月10日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	米ドル	JOHNSON & JOHNSON	20,000	57.81	1,156,200.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	26,000	59.79	1,554,540.00	
		KINBERLY-CLARK CORP	28,500	51.86	1,478,010.00	
		CHEVRON CORP	45,782	75.56	3,459,287.92	
		EXXON MOBIL CORPORATION	19,898	78.20	1,556,023.60	
		AO ROSNEFT OIL CO-GDR	174,900	3.95	690,855.00	
		PEABODY ENERGY CORP	21,494	21.76	467,709.44	
		SCHLUMBERGER LTD	37,847	42.01	1,589,952.47	
		XTO ENERGY INC	30,000	35.49	1,064,700.00	
		DU PONT(E.I)DE NEMOURS	40,000	26.38	1,055,200.00	
		INTERNATIONAL PAPER CO	52,405	12.28	643,533.40	
		MONSANTO CO	22,500	81.73	1,838,925.00	
		OWENS-ILLINOIS INC	31,700	20.58	652,386.00	
		PACTIV CORPORATION	69,000	22.45	1,549,050.00	
		EATON CORP	22,400	45.23	1,013,152.00	
		GOODRICH CORP	29,400	34.94	1,027,236.00	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	39,820	27.68	1,102,217.60	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	58,301	22.44	1,308,274.44	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	43,788	47.97	2,100,510.36	
		HARLEY-DAVIDSON INC	21,000	16.72	351,120.00	
		NEWELL RUBBERMAID INC	101,400	12.92	1,310,088.00	
		MCGRAW-HILL COMPANIES INC	21,500	24.87	534,705.00	
		THE WALT DISNEY CO.	38,890	23.53	915,081.70	
		TIME WARNER INC	92,130	9.68	891,818.40	
		FOOT LOCKER INC	92,030	7.18	660,775.40	
		GAP INC	96,542	13.38	1,291,731.96	
		CVS CAREMARK CORP	136,281	28.27	3,852,663.87	
		ALTRIA GROUP INC	40,460	14.93	604,067.80	
		ARCHER-DANIELS MIDLAND CO	56,100	27.14	1,522,554.00	
		COCA-COLA ENTERPRISES	84,000	9.70	814,800.00	
		GENERAL MILLS INC	23,203	61.03	1,416,079.09	
		KRAFT FOODS INC-A	34,975	26.95	942,576.25	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	48,460	41.97	2,033,866.20	
		SARA LEE CORP	103,198	9.03	931,877.94	
		ST JUDE MEDICAL INC	36,400	30.28	1,102,192.00	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	125,000	20.40	2,550,000.00	
		CELGENE CORP	31,000	50.36	1,561,160.00	
		GENZYME CORP	29,557	63.26	1,869,775.82	
		GILEAD SCIENCES INC	61,940	44.83	2,776,770.20	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	41,311	34.80	1,437,622.80	
		US BANCORP	56,000	28.10	1,573,600.00	
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	94,787	27.63	2,618,964.81	
CME GROUP INC	5,030	217.90	1,096,037.00			
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,000	72.77	727,700.00			
INVESCO LTD	135,553	12.13	1,644,257.89			
CHUBB CORP	70,900	49.00	3,474,100.00			
TRAVELERS COS INC/THE	45,038	42.17	1,899,252.46			
ACCENTURE LTD-CL A	31,373	29.00	909,817.00			
ELECTRONIC ARTS INC	35,000	19.35	677,250.00			
GOOGLE INC-CL A	4,500	305.97	1,376,865.00			
MICROSOFT CORP	126,530	20.60	2,606,518.00			
SYMANTEC CORP	89,845	12.57	1,129,351.65			
CISCO SYSTEMS INC	84,600	17.16	1,451,736.00			
EMC CORP/MASS	96,600	10.61	1,024,926.00			
INTL BUSINESS MACHINES CORP	15,974	82.69	1,320,890.06			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45,065	12.63	569,170.95	
		FAIRPOINT COMMUNICATIONS INC	1,529	2.98	4,556.42	
		VERIZON COMMUNICATIONS	81,092	33.35	2,704,418.20	
		DOMINION RESOURCES INC/VA	45,400	34.99	1,588,546.00	
		PPL CORPORATION	50,650	29.62	1,500,253.00	
		BROADCOM CORP-CL A	48,500	16.54	802,190.00	
		INTEL CORP	76,620	14.30	1,095,666.00	
	計	銘柄数 :	62		86,475,156.10	
					(8,010,193,709)	
		組入時価比率 :	50.4%		53.8%	
	カナダドル	SUNCOR ENERGY INC	50,536	23.97	1,211,347.92	
		BANK OF NOVA SCOTIA	22,000	32.34	711,480.00	
	計	銘柄数 :	2		1,922,827.92	
					(141,443,221)	
		組入時価比率 :	0.9%		0.9%	
	ユーロ	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	85,000	7.88	669,800.00	
		SAIPEM	34,980	11.26	393,948.60	
		TOTAL SA	31,531	40.28	1,270,068.68	
		AKZO NOBEL	40,401	28.63	1,156,680.63	
		BAYER AG	29,200	40.90	1,194,280.00	
		UMICORE	51,000	13.55	691,050.00	
		MAN AG	34,000	34.93	1,187,620.00	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	11,990	53.50	641,524.95	
		SIEMENS AG REG	34,622	48.45	1,677,435.90	
		TNT NV	35,365	14.48	512,085.20	
		DAIMLER AG	28,899	25.38	733,601.11	
		ADIDAS AG	13,230	25.15	332,734.50	
		CASINO GUICHARD	22,000	48.16	1,059,520.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	30,920	14.05	434,426.00	
		GROUPE DANONE	48,000	44.28	2,125,440.00	
		PERNOD-RICARD	15,174	47.67	723,344.58	
		HENKEL AG AND CO KGAA	44,070	22.52	992,456.40	
		MERCK KGAA	14,661	63.67	933,465.87	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	81,876	8.41	688,577.16	
		BNP PARIBAS	24,390	45.00	1,097,550.00	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	51,769	5.92	306,472.48	
		INTESA SANPAOLO	447,880	2.36	1,061,260.61	
		KBC GROEP NV	12,600	28.07	353,682.00	
		SOCIETE GENERALE	24,300	38.00	923,400.00	
		ALLIANZ AG-REG	15,609	74.20	1,158,187.80	
		SAP AG	18,500	27.63	511,155.00	
		NOKIA OYJ	112,774	11.45	1,291,262.30	
		FRANCE TELECOM SA	35,000	19.98	699,300.00	
		KONINKLIJKE KPN NV	92,000	11.01	1,013,196.00	
		TELEFONICA S.A.	38,867	16.22	630,422.74	
		E.ON AG	89,519	26.07	2,333,760.33	
		GDF SUEZ	27,500	29.48	810,700.00	
	計	銘柄数 :	32		29,608,408.84	
					(3,547,383,463)	
		組入時価比率 :	22.3%		23.8%	
	英ポンド	ASTRAZENECA PLC	27,000	26.88	725,760.00	
		BG GROUP PLC	97,178	9.18	892,094.04	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	53,959	16.89	911,367.51	
		ANGLO AMERICAN PLC	55,450	14.53	805,688.50	
		INTERTEK GROUP PLC	175,661	6.91	1,214,695.81	
		CARNIVAL PLC	36,177	14.93	540,122.61	
		ITV PLC	1,075,651	0.40	432,949.52	
		CARPHONE WAREHOUSE GROUP	295,486	0.85	251,163.10	
		KINGFISHER PLC	734,182	1.34	988,943.15	
		SHIRE PLC	73,933	9.39	694,230.87	
		VODAFONE GROUP PLC	1,030,573	1.35	1,391,788.83	
	計	銘柄数 :	11		8,848,803.94	
					(1,209,100,570)	
		組入時価比率 :	7.6%		8.1%	
	スイスフラン	ABB LTD	165,000	16.36	2,699,400.00	
		NOVARTIS AG-REG SHS	53,156	56.65	3,011,287.40	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		CREDIT SUISSE GROUP AG	46,100	33.16	1,528,676.00	
	計	銘柄数:	3		7,239,363.40	
					(556,345,077)	
		組入時価比率:	3.5%		3.7%	
	スウェーデン クローネ	ASSA ABLOY AB-B	83,974	91.25	7,662,627.50	
		ERICSSON LM-B	52,680	65.00	3,424,200.00	
		TELE2 AB-B SHS	90,853	68.00	6,178,004.00	
	計	銘柄数:	3		17,264,831.50	
					(195,265,244)	
		組入時価比率:	1.2%		1.3%	
	ノルウェーク ローネ	AKER SOLUTIONS ASA	111,351	37.50	4,175,662.50	
		DNB NOR ASA	123,865	26.65	3,301,002.25	
	計	銘柄数:	2		7,476,664.75	
					(97,869,541)	
		組入時価比率:	0.6%		0.7%	
	デンマークク ローネ	NOVO NORDISK A/S-B	25,000	305.00	7,625,000.00	
	計	銘柄数:	1		7,625,000.00	
					(122,610,000)	
		組入時価比率:	0.8%		0.8%	
	オーストラリ アドル	BHP BILLITON LTD	65,170	28.45	1,854,086.50	
		CSL LIMITED	53,000	33.37	1,768,610.00	
		WESTPAC BANKING CORPORATION	90,300	17.88	1,614,564.00	
		TELSTRA CORPORATION LTD	435,143	4.21	1,831,952.03	
	計	銘柄数:	4		7,069,212.53	
					(431,151,272)	
		組入時価比率:	2.7%		2.9%	
	香港ドル	GIORDANO INTERNATIONAL LTD	2,478,000	1.66	4,113,480.00	
		HANG SENG BANK	54,500	106.80	5,820,600.00	
		CHINA MOBILE LIMITED	236,100	78.00	18,415,800.00	
		ASM PACIFIC TECHNOLOGY	180,000	21.40	3,852,000.00	
	計	銘柄数:	4		32,201,880.00	
					(384,812,466)	
		組入時価比率:	2.4%		2.6%	
	シンガポール ドル	UNITED OVERSEAS BANK	160,000	13.30	2,128,000.00	
		STARHUB LTD-10	585,750	1.94	1,136,355.00	
	計	銘柄数:	2		3,264,355.00	
					(201,410,703)	
		組入時価比率:	1.3%		1.4%	
	合計				14,897,585,266	
					(14,897,585,266)	

(注) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月30日現在）

〔Aコース〕

資産総額	805,571,083 円
負債総額	14,530,292 円
純資産総額（ - ）	791,040,791 円
発行済数量	1,883,043,654 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4201 円

〔Bコース〕

資産総額	21,460,520 円
負債総額	46,382 円
純資産総額（ - ）	21,414,138 円
発行済数量	43,771,028 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4892 円

（参考）FS海外株式マザーファンド

資産総額	16,081,108,085 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	16,081,108,085 円
発行済数量	24,771,958,521 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6492 円

第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

	Aコース			Bコース		
	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
1期	5,016,720,159	2,982,238,200	2,034,481,959	2,004,196,506	1,961,579,511	42,616,995
2期	8,665,466	19,518,684	2,023,628,741	6,276,536	1,908,647	46,984,884
3期	18,813,307	14,093,252	2,028,348,796	-	-	46,984,884
4期	68,416,251	912,323	2,095,852,724	630,754	130,465	47,485,173
5期	27,089,932	8,293,515	2,114,649,141	2,030,165	172,303	49,343,035
6期	4,660,479	11,700,857	2,107,608,763	4,155,422	928,989	52,569,468
7期	49,513,686	3,966,459	2,153,155,990	5,378,425	1,439,865	56,508,028
8期	6,814,997	1,077,055	2,158,893,932	2,833,942	2,811,901	56,530,069
9期	4,173,309	14,423,451	2,148,643,790	2,132,446	569,135	58,093,380
10期	2,553,740	2,723,435	2,148,474,095	1,933,970	534,391	59,492,959
11期	294,564	7,202,392	2,141,566,267	748,918	981,098	59,260,779
12期	979,604	19,038,624	2,123,507,247	1,144,813	5,157,406	55,248,186
13期	252,816	38,383,507	2,085,376,556	75,165	1,134,144	54,189,207
14期	245,838	13,724,736	2,071,897,658	315,797	1,833,797	52,671,207
15期	2,649,982	38,766,133	2,035,781,507	1,965,710	7,327,261	47,309,656
16期	217,009	2,507,248	2,033,491,268	60,216	1,358,534	46,011,338
17期	881,946	150,963,183	1,883,410,031	1,177,676	884,267	46,304,747
18期	902,820	1,713,868	1,882,598,983	7,941	140,621	46,172,067
19期	268,195	171,211	1,882,695,967	-	1,331,517	44,840,550
20期	347,687	-	1,883,043,654	-	1,069,522	43,771,028

（注1）第1期追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

（注2）追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

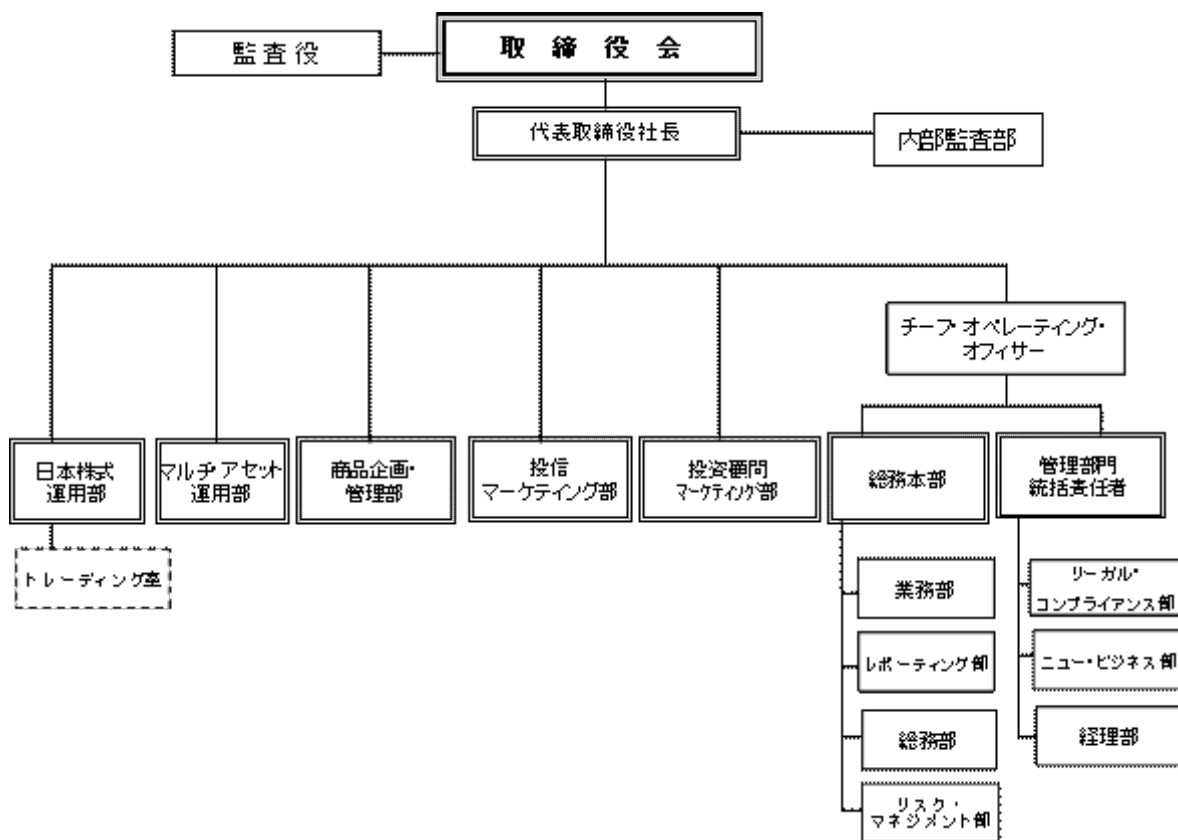
a. 資本金の額等（本書提出日現在）

資本金の額	2,090.4百万円
発行する株式の総数	320,000株
発行済株式の総数	308,062株

b. 最近5年間における資本金の額の増減

平成16年 3月30日	: 資本金を815.4百万円から1,090.4百万円に増資
平成18年 2月15日	: 資本金を1,090.4百万円から1,590.4百万円に増資
平成19年 2月26日	: 資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資

c. 委託会社の組織図（本書提出日現在）



d . 投資運用の意思決定機構

運用部門が原則的に運用を行い、「投資政策委員会（日本株式／マルチ・アセット）」において、運用方針等を審議し決定します。

各々の「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

代表取締役、運用担当役員、各運用部長、運用部門および関連部署等をもって構成します。

< 開催 >

原則として月1回、各月上旬に開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンド別の運用方針の策定
- ・ファンド別の運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を、各々の投資政策委員会の規則により定めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用する公募の投資信託は20本であり、その純資産総額の合計は106,175百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しております。また、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第14期 (平成19年3月31日現在)		第15期 (平成20年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
預金			1,623,304		1,455,341
支払委託金			29		-
収益分配金		29		-	
前払金			154		966
前払費用			38,875		23,749
未収入金	* 2		105,485		140,121
未収委託者報酬			110,898		209,219
未収投資顧問料			78,385		-
未収運用受託報酬			-		24,881
未収投資助言報酬			-		23,300
その他流動資産			3,376		1,145
流動資産合計			1,960,511	93.7	1,878,726
固定資産					
有形固定資産			960		779
器具備品	* 1	960		779	
無形固定資産			484		382
ソフトウェア		484		382	
投資その他の資産			129,471		115,801
長期差入保証金		129,471		115,801	
固定資産合計			130,916	6.3	116,963
資産合計			2,091,428	100.0	1,995,689

区分	注記 番号	第14期 (平成19年3月31日現在)		第15期 (平成20年3月31日現在)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			14,845		10,084	
未払金			234,047		291,663	
未払収益分配金		203		-		
未払償還金		96,693		89,176		
未払手数料		49,661		118,440		
未払委託調査費	* 2	60,237		74,426		
その他未払金		27,251		9,620		
未払費用			130,138		194,531	
未払法人税等			10,029		7,087	
未払消費税等			-		21,736	
賞与引当金			61,043		69,656	
事業再編・整理引当金			7,858		52,520	
流動負債合計			457,963	21.9	647,280	32.4
固定負債						
退職給付引当金			66,617		64,440	
固定負債合計			66,617	3.2	64,440	3.2
負債合計			524,581	25.1	711,720	35.7
(純資産の部)						
株主資本						
資本金			2,090,400	100.0	2,090,400	104.7
資本剰余金						
資本準備金			1,847,936	88.4	1,847,936	92.6
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金			2,371,489	113.4	2,654,366	133.0
株主資本合計			1,566,847	74.9	1,283,969	64.3
純資産合計			1,566,847	74.9	1,283,969	64.3
負債・純資産合計			2,091,428	100.0	1,995,689	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		1,437,590		2,344,563	
投資顧問料		514,830		-	
運用受託報酬		-		349,465	
投資助言報酬		-		34,759	
その他営業収益		221,312		350,535	
営業収益計	* 2	2,173,733	100.0	3,079,324	100.0
営業費用					
支払手数料		560,138		1,165,840	
広告宣伝費		16,051		123,420	
公告費		8,200		175	
受益証券発行費		565		-	
調査費					
調査費		105,101		67,517	
委託調査費	* 2	179,658		165,306	
図書費		1,524	286,284	667	233,490
委託計算費			109,902		118,911
営業雑経費					
通信費		11,049		12,485	
印刷費		19,108		40,863	
協会費		5,354	35,512	4,122	57,472
営業費用計		1,016,655	46.7	1,699,311	55.1
一般管理費					
給料					
役員報酬	* 1	173,992		243,901	
給料・手当		524,098		429,097	
賞与		72,988	771,079	4,156	677,156
交際費			22,662		16,695
旅費交通費			40,010		37,030
租税公課			16,558		15,127
不動産賃借料			144,891		97,598
退職給付費用			8,647		67,922
賞与引当金繰入			58,297		101,713
固定資産減価償却費			9,033		282
事務委託費			386,170		412,387
諸経費			353,254		207,259
一般管理費計		1,793,310	82.5	1,633,173	53.0
営業損失		636,232	29.2	253,159	8.2

区分	注記 番号	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取利息		774		4,838	
為替差益		-		6,483	
その他		5	779	25	11,347
			0.0		0.4
営業外費用					
支払利息		-		20	
為替差損		173	173	-	20
経常損失			635,626		241,833
			29.2		7.9
特別利益					
固定資産売却益		-		11,774	
退職給付余剰金返還額		339,656		-	
不動産賃料戻入		5,410		-	
事業再編整理引当金戻入		-	345,066	5,921	17,695
			15.8		0.6
特別損失					
固定資産減損損失	* 3	75,673		-	
早期退職特別退職金		37,425		60,119	
本店店舗縮小関連損失		9,114		-	
固定資産除却損		-	122,213	-	60,119
			5.6		2.0
税引前当期純損失			412,772		284,257
			18.9		9.2
法人税、住民税及び 事業税			3,800		1,209
			0.2		0.0
還付法人税等			-		2,590
			-		0.1
当期純損失			416,572		282,877
			19.1		9.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第14期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高	1,590,400	1,347,936	1,347,936
当期中の変動額			
新株の発行	500,000	500,000	500,000
当期純利益	-	-	-
当期中の変動額合計	500,000	500,000	500,000
平成19年3月31日残高	2,090,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	1,954,916	1,954,916	983,419	983,419
当期中の変動額				
新株の発行	-	-	1,000,000	1,000,000
当期純利益	416,572	416,572	416,572	416,572
当期中の変動額合計	416,572	416,572	583,428	583,428
平成19年3月31日残高	2,371,489	2,371,489	1,566,847	1,566,847

第15期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高	2,090,400	1,847,936	1,847,936
当期中の変動額			
新株の発行	-	-	-
当期純利益	-	-	-
当期中の変動額合計	-	-	-
平成20年3月31日残高	2,090,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	2,371,489	2,371,489	1,566,847	1,566,847
当期中の変動額				
新株の発行	-	-	-	-
当期純利益	282,877	282,877	282,877	282,877
当期中の変動額合計	282,877	282,877	-	-
平成20年3月31日残高	2,654,366	2,654,366	1,283,969	1,283,969

重要な会計方針

区分	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 2年～14年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産の減価償却方法の変更</p> <p>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したのものについては改正後の法人税法に基づく方法に変更しています。 当事業年度に取得している固定資産はないためこれによる損益への影響はありません。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

区分	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
2. 引当金の計上 基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(約8年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理の変更</p> <p>当事業年度から数理計算上の差異は「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(約8年)による定額法により翌事業年度から費用処理」する方法から主として「発生時の事業年度から一括して費用処理」する方法へ変更しています。</p> <p>この変更は、退職年金制度について適格退職年金制度から規約型企業年金制度の1つであるキャッシュバランス型年金制度・確定拠出年金へ移行する等、大幅な制度改定を行ったことに伴い、今後数理計算上の差異が多額に発生することは見込まれないこと、また、長期的な経営資源の再配分の検討に伴う今後の加入者の減少が確実に見込まれることから、退職給付債務等の状況を適時に財務諸表に反映させるとともに、財務体質のいっそうの健全化を図るために行いました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失、税引前当期純損失は5,072千円増加しています。</p>

区分	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(3) 事業再編・整理引当金 早期退職制度による割増退職金 及本店縮小に伴う現状回復費用 等の発生に備えるため、事業再編 ・整理計画に従った損失発生見 込額を計上しております。	(3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度に よる割増退職金の支払に備える ため、事業再編・整理計画に従っ た損失発生見込額を計上してお ります。
3. その他財務諸 表作成のため の重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,566,847千円であります。</p> <p>貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」に分類して表示しております。</p> <p>(2) 前事業年度において独立掲記していた「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は、当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。</p> <p>(3) 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示していた「未処分利益」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>	

表示方法の変更

第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」（旧「投資顧問業統一経理基準の判定について」）が改訂されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っています。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していた投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」は、それぞれ60,860千円、17,524千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示していた投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、それぞれ453,650千円、61,180千円であります。</p> <p>なお、これらの変更は当該改正が当下半期に行われた為、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)								
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。								
<table data-bbox="209 387 738 425"> <tr> <td>器具備品</td> <td>45千円</td> </tr> </table>	器具備品	45千円	<table data-bbox="887 387 1302 425"> <tr> <td>器具備品</td> <td>226千円</td> </tr> </table>	器具備品	226千円				
器具備品	45千円								
器具備品	226千円								
* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。	* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。								
<table data-bbox="209 607 738 685"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>103,729千円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	103,729千円	<table data-bbox="887 607 1406 685"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>137,772千円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	137,772千円
流動資産									
未収入金	103,729千円								
流動資産									
未収入金	137,772千円								
<table data-bbox="209 741 738 819"> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>未払委託調査費</td> <td>7,927千円</td> </tr> </table>	流動負債		未払委託調査費	7,927千円	<table data-bbox="887 741 1406 819"> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>未払委託調査費</td> <td>23,736千円</td> </tr> </table>	流動負債		未払委託調査費	23,736千円
流動負債									
未払委託調査費	7,927千円								
流動負債									
未払委託調査費	23,736千円								

（損益計算書関係）

第14期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）																
<p>* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>取締役</td> <td>年額 600,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>年額 50,000千円以内</td> </tr> </table> <p>* 2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 その他営業収益 213,980千円 委託調査費 20,152千円</p> <p>* 3 固定資産の減損会計関連 当事業年度において、減損損失75,673千円を特別損失に計上しています。減損損失を認識した資産は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店事務所</td> <td>建物附属設備、器具備品等</td> <td>東京都港区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 減損損失を認識するに至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。</p> <p>(2) 減損損失の金額</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>建物附属設備</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>38,372千円</td> <td>37,300千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) グルーピングの方法 当社の事業の用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしています。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法等 コスト・アプローチに基づく正味売却価額を用いています。</p>	取締役	年額 600,000千円以内	監査役	年額 50,000千円以内	用途	種類	場所	本店事務所	建物附属設備、器具備品等	東京都港区	種類	建物附属設備	器具備品	金額	38,372千円	37,300千円	<p>* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 同左</p> <p>* 2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 その他営業収益 346,033千円 委託調査費 50,485千円</p> <p>* 3 固定資産の減損会計関連 該当事項はありません。</p>
取締役	年額 600,000千円以内																
監査役	年額 50,000千円以内																
用途	種類	場所															
本店事務所	建物附属設備、器具備品等	東京都港区															
種類	建物附属設備	器具備品															
金額	38,372千円	37,300千円															

（株主資本等変動計算書関係）

第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)					第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項				
株式の種 類	前事業年 度末	増加	減少	当事業年 度末	株式の種 類	前事業年 度末	増加	減少	当事業年 度末
普通株式 (株)	288,062	20,000	-	308,062	普通株式 (株)	308,062	-	-	308,062
(変動事由の概要) 増加数の内訳は次の通りであります。 第三者割当増資による新株の発行による増加 20,000株									
* 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。					* 2 自己株式に関する事項 同左				
* 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。					* 3 新株予約権等に関する事項 同左				
* 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					* 4 配当に関する事項 同左				

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要：法人税法に規定する適格退職年金及び規約型企業年金

	第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
2. 退職給付債務及びその内訳		千円
退職給付債務	262,769	287,615
年金資産	201,094	223,175
退職給付引当金	66,617	64,440
未認識数理計算上の差異	-	-
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	61,227	53,311
利息費用	8,631	4,551
期待運用収益	37,547	2,514
数理計算上の差異の費用処理額	48,902	5,072
確定拠出年金に係る要拠出額	-	7,501
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.70%、1.25%	1.40%、1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	8年	発生年度に一括費用処理

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
未払費用否認	52,953	79,154
退職給付引当金損金不算入額	27,106	26,220
賞与引当金損金不算入額	24,838	28,343
事業再編・整理引当金損金不算入額	3,197	21,370
未払事業税	2,534	2,391
減価償却費損金算入限度超過額	31,312	22,202
繰延資産償却超過額	944	472
繰越欠損金	1,155,111	1,168,258
未収収益	-	410
一括償却資産超過額	-	590
その他	36	3
繰延税金資産計	1,298,036	1,349,410
評価性引当額	1,298,036	1,349,410
繰延税金資産の純額	-	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
	法定実効税率	40.7%
(調整)		
評価性引当額	29.5%	18.1%
住民税均等割	0.9%	0.4%
交際費等永久に損金に算入されない金額	11.1%	22.6%
その他	-	0.9%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.8%	0.5%

（持分法投資損益等）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

前期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・ スイス	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	(被所有) 100.0	0名	先方設定・ 運用商品の 運用を再受 託及び再委 託	資産運用 に関する 助言の提 供	213,980	未収入金	103,729
								資産運用 に関する 助言の受 理	20,152	未払委託 調査費	7,927

（注）1．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約及び投資信託 の運用外部委託等	資産運用に関する 助言の提供・投資 一任	47,203	未収投資 顧問料	31,621
								資産運用に関する 助言の受理・投資 一任	62,590	未払委託 調査費	18,992
								事務委託 費	47,325	未払費用	9,939
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約及び投資信託 の運用外部委託等	資産運用に関する 助言の提供・投資 一任	27,773	未収投資 顧問料	12,680
								資産運用に関する 助言の受理・投資 一任	77,350	未払委託 調査費	24,833
								費用の立 替払	69,788	未払費用	10,295
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルク・ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約	資産運用に関する 助言の提供・投資 一任	287,837	未収投資 顧問料	24,589
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約	資産運用に関する 助言の受理・投資 一任	14,262	未払委託 調査費	7,476
親会社 の子会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	73,100,000 千円	証券会社	無し	0名	一般管理事務に 係る事務委託等	事務委託 費	452,047	未払費用	48,772

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・ スイス	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	(被所有) 100.0	0名	国内で販売 される投資 信託等に關 するコンサル ティング 業務の提供 及び投資信 託の運用外 部委託等	国内で販売 される投資 信託等に關 するコンサル ティング 業務の提供 に係る報酬	346,033	未収入金	137,772
								投資信託の 運用外部委 託に係る費用	50,485	未払委託 調査費	23,736

(注) 1. 上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	0名	資産運用の 投資助言・ 一任契約及 び投資信託 の運用外部 委託等	資産運用に 関する投資 助言契約に 係る投資助 言報酬	14,954	未収投資 助言報酬	1,083
								資産運用に 関する投資 一任契約に 係る運用受 託報酬	8,107	未収運用 受託報酬	-
								投資信託の 運用外部委 託に係る費 用	19,538	未払委託 調査費	8,481
								事務委託費	45,092	未払費用	19,073
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	0名	資産運用の 投資助言・ 投資一任契 約及び投資 信託の運用 外部委託等	資産運用に 関する投資 助言契約に 係る投資助 言報酬	18,319	未収投資 助言報酬	21,768
								資産運用に 関する投資 一任契約に 係る運用受 託報酬	2,589	未収運用 受託報酬	1,242
								投資信託の 運用外部委 託に係る費 用	82,843	未払委託 調査費	36,409
								費用の立替 払	95,688	未払費用	35,024
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセン ブルク・ ルクセン ブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	0名	資産運用の 投資一任契 約	資産運用に 関する投資 一任契約に 係る運用受 託報酬	221,278	未収運用 受託報酬	11,467
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	豪州・ シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	0名	投資一任契 約の運用外 部委託	投資一任契 約に係る運 用外部委託 費用	12,473	未払委託 調査費	5,798
親会社 の子会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・ 港区	73,100,000 千円	証券会社	無し	0名	一般管理事 務に係る事 務委託等	事務委託費 等	200,826	未払費用	27,444

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（ 1株当たり情報）

区分	第14期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
1株当たり純資産額	5,086円14銭	4,167円89銭
1株当たり当期純損失	1,436円82銭	918円24銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりませ
ん。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
当期純損失（千円）	416,572	282,877
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
（うち利益処分による役員賞与金）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	416,572	282,877
期中平均株式数（株）	289,925	308,062

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		1,432,518
未収委託者報酬		239,461
未収運用受託報酬		34,015
未収入金		159,674
その他		27,544
流動資産計		1,893,215
固定資産		
有形固定資産	*1	688
無形固定資産		331
投資その他の資産		
長期差入保証金		86,184
固定資産計		87,204
資産合計		1,980,419
負債の部		
流動負債		
預り金		11,613
未払金		307,165
未払費用		208,070
未払法人税等		6,610
未払消費税等	*2	10,268
賞与引当金		168,941
事業再編・整理引当金		27,220
流動負債計		739,891
固定負債		
退職給付引当金		58,880
固定負債計		58,880
負債合計		798,772
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,090,400
資本剰余金		
資本準備金		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,756,689
株主資本合計		1,181,647
純資産合計		1,181,647
負債・純資産合計		1,980,419

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
営業収益			
	委託者報酬		1,352,217
	運用受託報酬		101,102
	投資助言報酬		1,429
	その他営業収益		215,487
	営業収益計		1,670,236
営業費用			936,323
	一般管理費	*3	825,967
営業損失			92,055
	営業外収益	*1	2,392
	営業外費用	*2	3,633
経常損失			93,296
特別利益			
	過年度事務委託費修正益		14,962
	特別利益計		14,962
特別損失			
	早期退職特別退職金		4,629
	役員退職慰労金		18,748
	特別損失計		23,378
税引前中間純損失			101,712
法人税、住民税及び事業税			610
中間純損失			102,322

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,090,400
当中間期末残高	2,090,400
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,847,936
当中間期末残高	1,847,936
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,654,366
当中間期変動額	
中間純損失	102,322
当中間期変動額合計	102,322
当中間期末残高	2,756,689
株主資本合計	
前期末残高	1,283,969
当中間期変動額	
中間純損失	102,322
当中間期変動額合計	102,322
当中間期末残高	1,181,647
純資産合計	
前期末残高	1,283,969
当中間期変動額	
中間純損失	102,322
当中間期変動額合計	102,322
当中間期末残高	1,181,647

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ取引 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、発生時の事業年度に一括して費用処理することとしております。 (追加情報) 前中間会計期間においては、数理計算上の差異は「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（約8年）による定額法により翌事業年度から費用処理」する方法によっておりましたが、前会計年度の下半期から「発生時の事業年度に一括して費用処理」する方法へ変更しております。 前中間会計期間を変更後の方法によった場合の前中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。 (3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度による割増退職金の支払いに備えるため、事業再編・整理計画に従った損失発生見込額を計上しております。
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 316千円
* 2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
* 1	営業外収益の主要項目 受取利息 2,096千円
* 2	営業外費用の主要項目 為替差損 3,633千円
* 3	減価償却実施額 有形固定資産 90千円 無形固定資産 51千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	308,062	-	-	308,062

2. 自己株式に関する事項
該当事項ありません。3. 新株予約権等に関する事項
該当事項ありません。4. 配当に関する事項
該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項ありません。

（有価証券関係）

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期末（平成20年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
通貨	為替予約取引			
	買建 スイスフラン	12,649	12,717	68
	イギリスポンド	93,431	93,640	209

（注）時価の算定方法

為替予約取引は先物為替相場によっております。

(持分法損益関係)
該当事項ありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,835円 74銭
1株当たり中間純損失	332円 15銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、新株予約権付社債等の潜在株式がないため、また、1株当たり中間純損失金額のため、記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
純資産の部の合計額(千円)	1,181,647
普通株式に係る純資産額(千円)	1,181,647
普通株式の発行済株式数(株)	308,062
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株)	308,062

3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
中間純損失(千円)	102,322
普通株式に係る中間純損失(千円)	102,322
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
期中平均株式数(株)	308,062

(重要な後発事象)
該当事項ありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(平成20年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(2) 販売会社

(平成20年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	74,965百万円	
株式会社 みちのく銀行*	24,167百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
野村證券株式会社*	10,000百万円	

* 当該販売会社は、本書提出日現在、新規募集を停止しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(参考) 投資顧問会社

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限委託を受け、運用指図の一部を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

有価証券報告書	平成20年9月9日
有価証券届出書の訂正届出書	同上

独立監査人の監査報告書

平成20年7月16日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成19年12月11日から平成20年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月16日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成19年12月11日から平成20年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
公認会計士 野 島 浩 一 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上